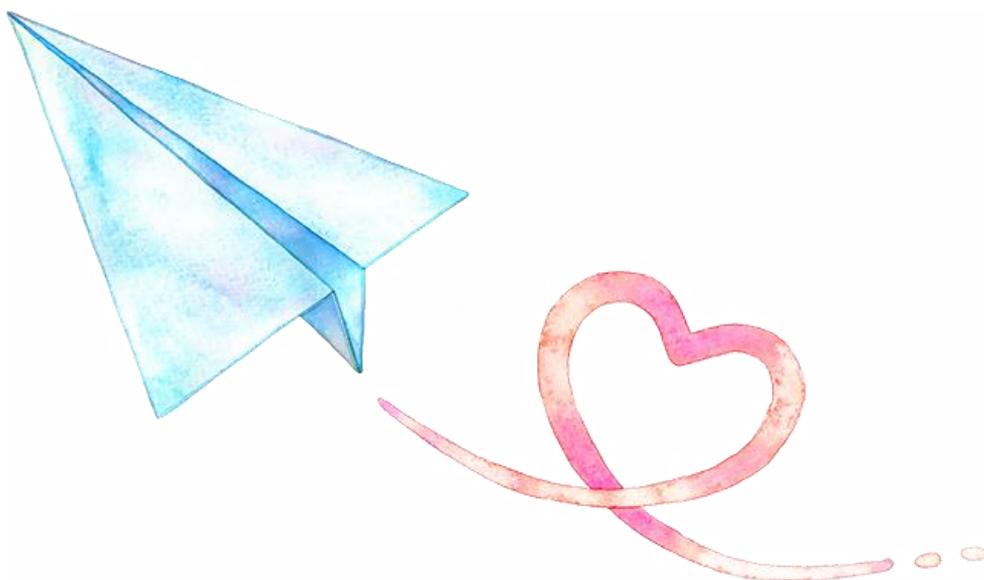


# 第2次 大仙市いのち支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない大仙市の実現を目指して～

(令和6年度～令和10年度)



令和6年3月  
秋田県大仙市

## はじめに

大仙市では、平成 20 年から「大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会」を中心に、関係機関との連携・協力のもと様々な自殺対策を継続して推進しております。

自殺の多くは、精神保健上の問題のみならず、生活問題、健康問題、勤務問題、いじめや孤立など、様々な社会的要因が複雑に絡み合っております。それらの要因の解消により、多くは防ぐことができる社会的問題であると考えております。

国では、平成 28 年 4 月に「自殺対策基本法」を改正し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村に対して「生きることの包括的な支援」を基本理念とする自殺対策計画の策定を義務付けました。

本市におきましても、こうした国の動きを受け、更なる取組強化を図るため、平成 30 年 4 月に「大仙市いのち支える自殺対策推進本部」を設置するとともに、平成 31 年 3 月には「大仙市いのち支える自殺対策計画」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない大仙市を目指して取組を実施してまいりました。

今般、従前の計画の期間が終了することに伴い、令和 6 年度からの 5 年間を計画期間として、「第 2 次 大仙市いのち支える自殺対策計画」を策定いたしました。

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得るものであります。全ての市民の皆様がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることなく生きがいをもって生活ができる大仙市の実現に向け、取組を推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やお力添えを賜りました「大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会」の委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

大 仙 市 長 老 松 博 行



## 第2次 大仙市いのち支える自殺対策計画 目次

### 第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の数値目標 .....	3
5 SDGs（持続可能な開発目標）との関連 .....	4

### 第2章 大仙市における自殺の現状

1 自殺実態の分析にあたって.....	5
2 自殺者数と自殺率の推移 .....	5
3 年代別自殺者数 .....	6
4 原因・動機別の自殺者数 .....	6
5 同居人の有無別の自殺者数.....	7
6 職業別自殺者数 .....	7
7 自殺未遂歴の有無別自殺者数.....	8
8 手段別自殺者数 .....	8
9 支援が優先されるべき対象群.....	9
10 前計画の進捗と課題（平成31年～令和5年度） .....	10

### 第3章 大仙市における自殺対策の取組～基本施策～

1 地域におけるネットワークの強化.....	17
------------------------	----

2	自殺対策を支える人材の育成 .....	19
3	生きることの促進要因への支援 .....	22
4	自殺未遂者等への支援の充実 .....	25
5	自死遺族等への支援の充実.....	26
6	住民への啓発と周知 .....	27
7	児童生徒の SOS の出し方に関する教育.....	29

#### 第 4 章 大仙市における自殺対策の取組～重点施策～

1	高齢者対策の推進.....	32
2	生活困窮者対策の推進.....	36
3	子ども・若者対策の推進 .....	40
4	勤務・経営問題対策の推進.....	43

#### 第 5 章 大仙市における生きる支援関連施策..... 49

#### 第 6 章 自殺対策の推進体制

1	大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会 .....	88
2	大仙市いのち支える自殺対策推進本部.....	88

#### 第 7 章 資料編

1	大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会設置要綱.....	89
2	大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会委員名簿（令和 5 年度） .....	91
3	大仙市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱 .....	92
4	大仙市いのち支える自殺対策推進本部構成員名簿（令和 5 年度） .....	93
5	大仙市自殺対策事務局名簿（令和 5 年度） .....	94
6	自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号） .....	94

7	自殺総合対策大綱（自殺総合対策における当面の重点施策） .....	101
8	「第2次 大仙市いのち支える自殺対策計画」策定の流れ .....	104

# 第 1 章

## 計画策定の趣旨等

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年から14年間連続して年間3万人を超える状況が続いていました。そのような状況から、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行され、「自殺は個人の問題ではなく社会全体の問題」として広く認識されるようになり、自殺者数は減少傾向にあります。

平成28年4月の法改正により、自殺対策における地域間格差を無くし、誰もが「生きることの包括的な支援」を受けられるよう全自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられました。平成29年7月には、国が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が改定され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して自殺対策が進められてきました。

しかし、自殺者数は未だに年間2万人を超えており、コロナ禍の影響等により令和2年には全国の自殺者数は11年ぶりに前年を上回りました。令和4年には、男性の自殺者数が13年ぶりの増加、女性の自殺者数は令和元年より3年連続で増加、小中学生は過去最多の水準となりました。

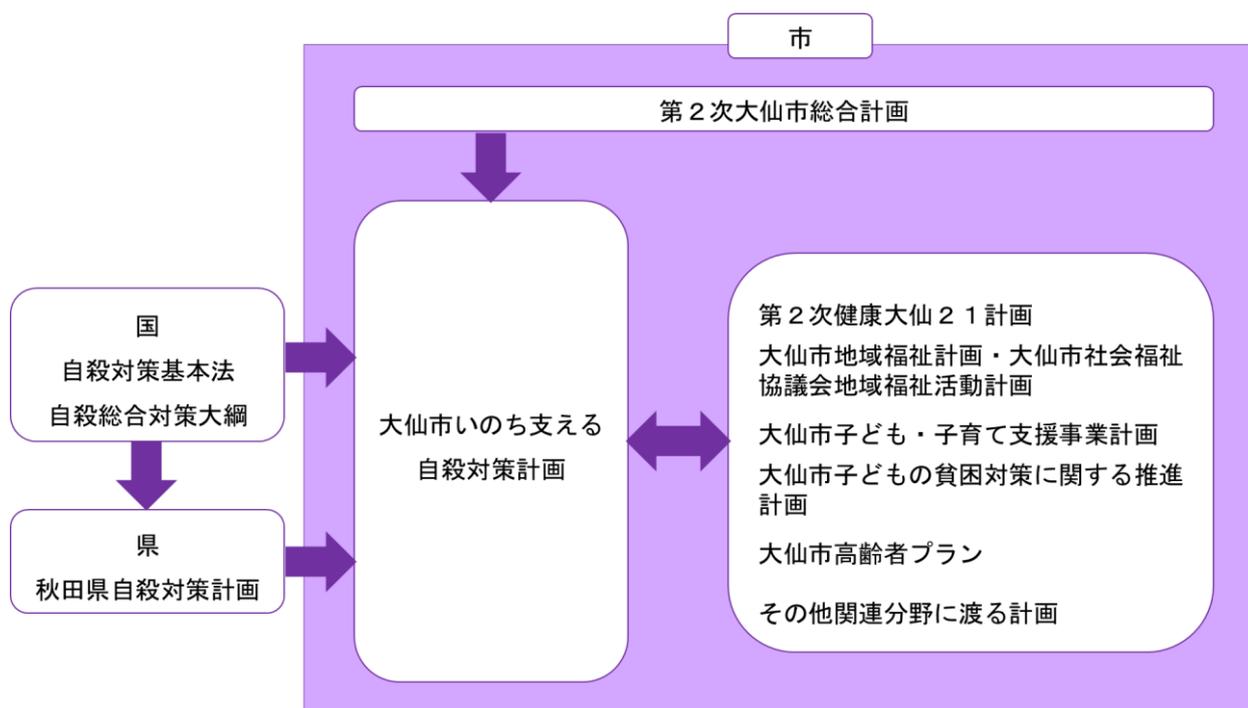
令和4年10月には新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」への対策が盛り込まれました。

大仙市では、平成30年度に「大仙市いのち支える自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない大仙市の実現を目指して～」を策定した後、年度切り替え時には自殺対策の視点をもって掲載事業の実施・達成状況について各担当課から確認・評価をしてもらい、自殺対策を推進してきました。5年目の節目となる今年度、従来の計画の見直しを行い「第2次 大仙市いのち支える自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない大仙市の実現を目指して～」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて策定します。

また、秋田県自殺対策計画、及び市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための「第2次大仙市総合計画」を上位計画とし、本市関連計画との整合性を図ります。



## 3 計画の期間

本計画は、秋田県自殺対策計画に合わせて5年計画とし、令和6年度から令和10年度までを計画期間とします。

なお、国の動きや地域における自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、5年に1度を目安として内容の見直しを行うものです。

(参考) 自殺総合対策大綱 平成29年度～令和8年度(10年間)

※令和4年度に新しい自殺総合対策大綱が閣議決定。

目標年度は令和8年度。

## 4 計画の数値目標

自殺対策基本法に示されている「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、取組の効果検証を行っていく必要があります。

国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、「令和8年までに平成27年と比べて自殺率を30%以上減少させる」としました。令和4年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」においても、引き続き同様の目標設定がされています。

平成30年3月に策定された「秋田県自殺対策計画」では、秋田県の自殺率が全国で最も高い状態が続いていることから、令和8年までに平成27年の自殺率から34.6%減少させることを目標とし、「第2期秋田県自殺対策計画」においては、令和9年の自殺率を16.3以下にするとともに、令和12年までに15.3以下とすることを目標としています。

本市では、県の方針を踏まえ、平成29年の自殺率を基準に、令和10年までに36.6%以上減少させることとし、自殺率15.8以下を目指します。

	基準	実績				中間目標	目標
	H29年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R10年
自殺率	24.9	18.0	26.1	14.4	30.7	19.1	15.8

※ 自殺率は人口10万人当たりの自殺者数

※ 自殺率は「厚生労働省 人口動態統計」の値で設定

## 5 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

自殺は、様々な社会的要因が連鎖したことから引き起こされる、追い込まれた末の死です。そのため、自殺対策は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、自殺リスクを低下させ「生きることの包括的な支援」として推進することが重要だとされています。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsの基本理念と合致するものであることから、自殺対策はSDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

本計画に掲げる施策と関連するSDGsのゴールは、以下の通りです。



## 第 2 章

### 大仙市における自殺の現状

## 第2章 大仙市における自殺の現状

### 1 自殺実態の分析にあたって

分析にあたっては、自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロフィール」を活用しています。さらに、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺率の2種類の値を参照しました。なお、両者の統計には以下のような違いがあります。

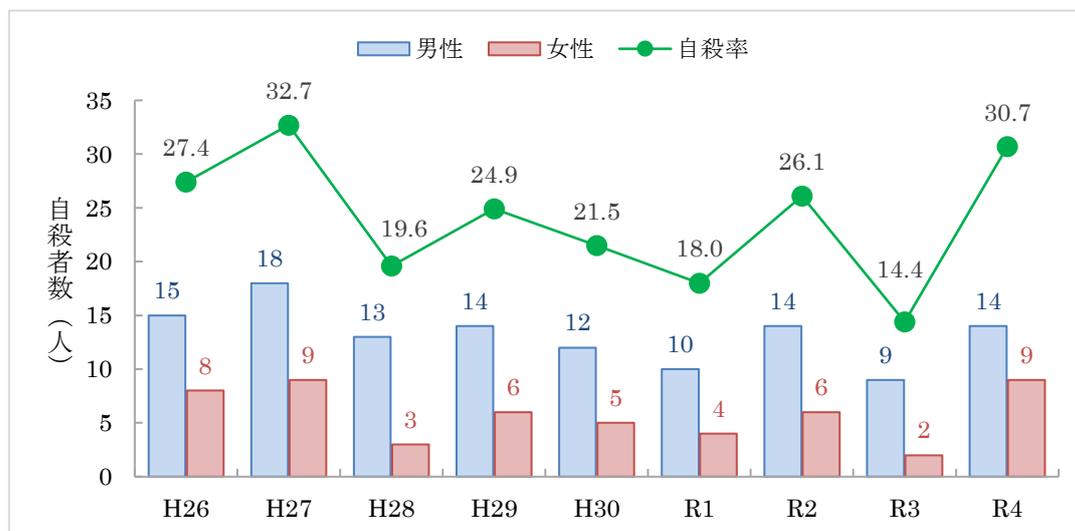
区分	対象	計上時点	計上方法
人口動態統計 (厚生労働省)	日本人のみ	死亡時点	住所地
自殺統計 (警察庁)	総人口 (外国人を含む)	自殺発生日	発見地・住居地

※ 警察庁の自殺統計は、「職業別」「原因・動機別」といった項目がありますが、厚生労働省の人口動態統計にそれらの項目はありません。

### 2 自殺者数と自殺率の推移

自殺者数の推移を男女別に見ると、女性よりも男性の自殺者数が多くなっています(図1)。例年、男性の自殺者数は概ね全体の60~80%を占めています。

図1 自殺者数の推移

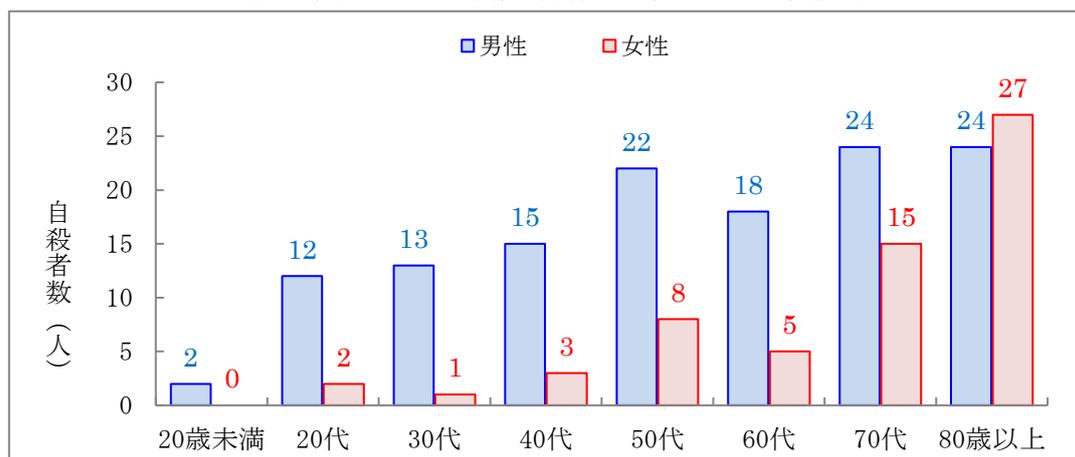


【出典】厚生労働省「人口動態統計」

### 3 年代別自殺者数

男性の自殺者は50歳代から増加しています（図2）。一方、女性は70歳代以上の自殺者が多くなっています。

図2 年代別の自殺者数（平成26年～令和4年合計）

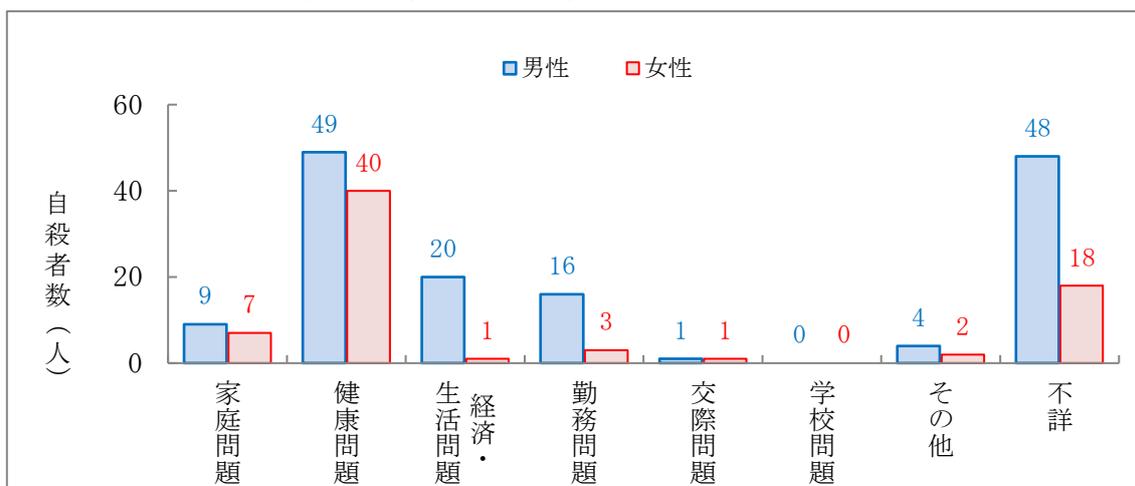


【出典】警察庁「自殺統計」

### 4 原因・動機別の自殺者数

原因・動機別では、男女ともに健康問題が最も多くなっています（図3）。また、男性は女性よりも経済・生活問題と勤務問題の割合が多くなっています。

図3 原因・動機別の自殺者数（平成26年～令和4年合計）



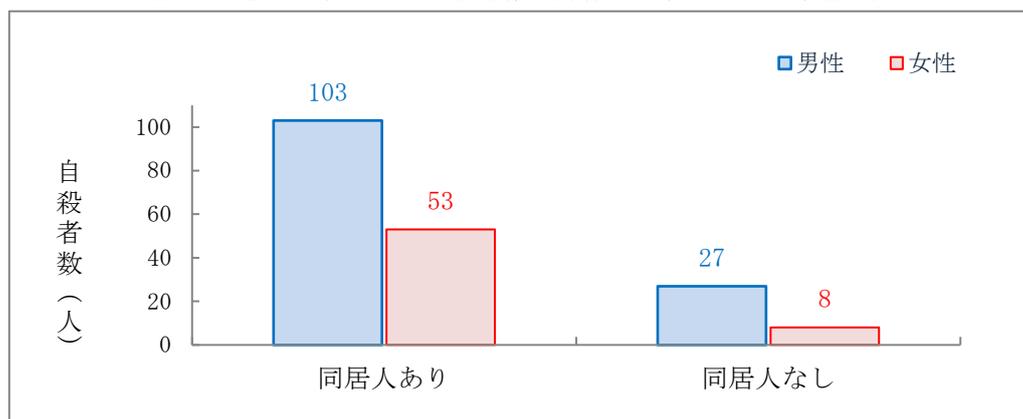
【出典】警察庁「自殺統計」

※ 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機別の和と自殺者数とは一致しない。

## 5 同居人の有無別の自殺者数

自殺者の同居人の有無別割合は、概ね4:1で同居人ありの方が多くなっています(図4)。同居人ありの割合は、男性が女性よりも2倍多くなっています。

図4 同居人の有無別の自殺者数(平成26年~令和4年合計)

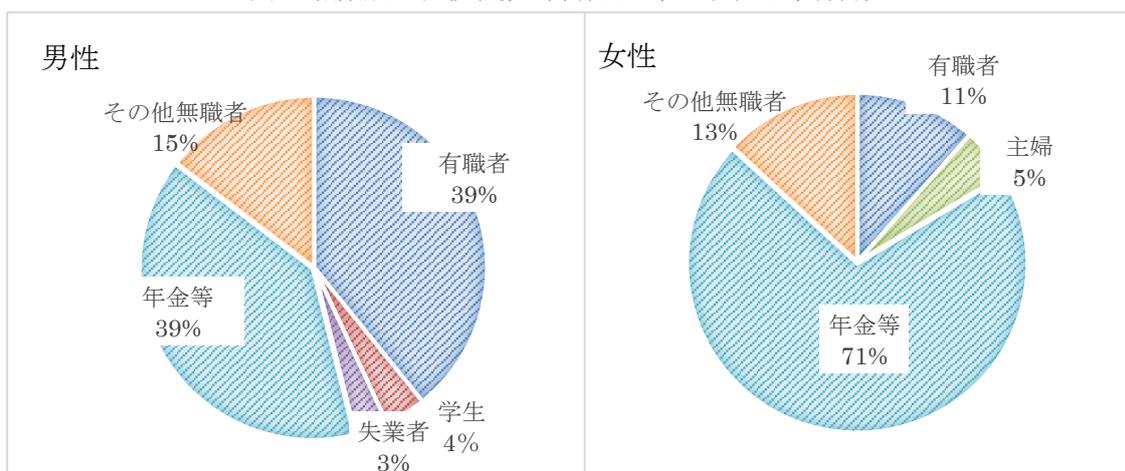


【出典】警察庁「自殺統計」

## 6 職業別の自殺者数

職業別に見ると、男女ともに無職者の数が多くなっています(図5)。男性は有職者と年金等生活者の割合がおおよそ4割ずつですが、女性はおおよそ7割が年金等生活者となっています。

図5 職業別の自殺者数(平成26年~令和4年合計)



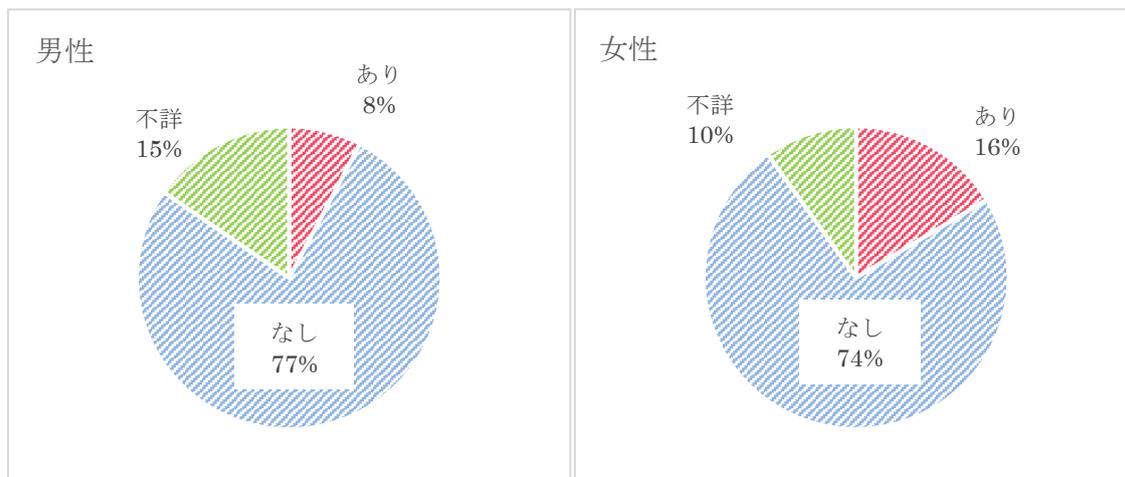
【出典】警察庁「自殺統計」

- ※ 無職者とは「学生・生徒等」「主婦」「失業」「年金暮らし」の合計。
- ※ 「その他」には主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者以外のすべての無職者(利子・配当・家賃等生活者、ホームレス、その他の無職者)が含まれる。

## 7 自殺未遂歴の有無別の自殺者数

自殺で亡くなる前に、自殺未遂の経験があった人は、経験の有無が不詳だった人を除くと12.1%でした（図6）。性別で見ると、女性の方が男性よりも自殺未遂歴ありの割合が多く、およそ2割を占めています。

図6 自殺未遂歴の有無別の自殺者数（平成26年～令和4年合計）

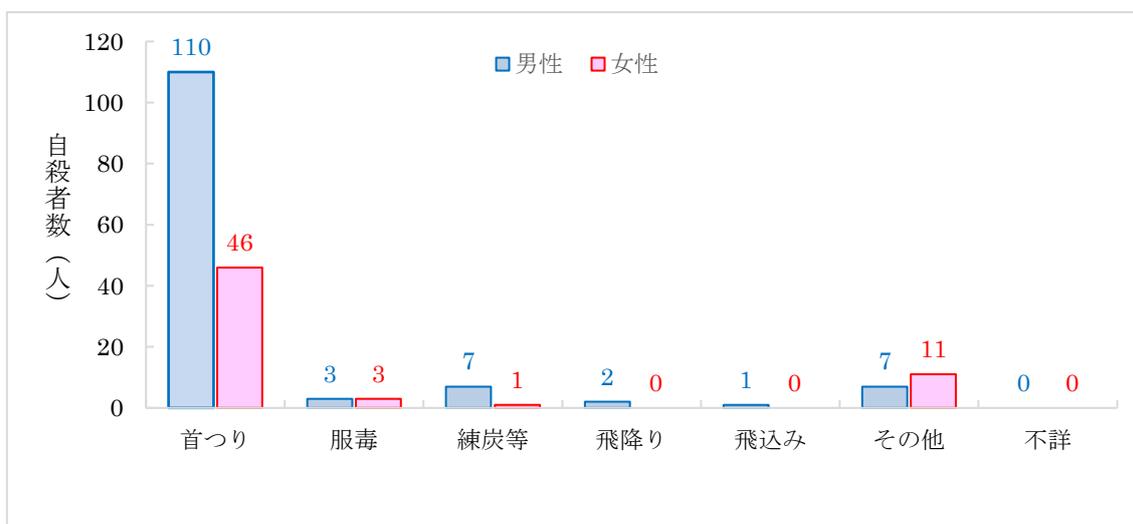


【出典】警察庁「自殺統計」

## 8 手段別の自殺者数

男女ともに「首つり」で亡くなる方が多くなっています（図7）。

図7 手段別の自殺者数（平成26年～令和4年合計）



【出典】警察庁「自殺統計」

## 9 支援が優先されるべき対象群

自殺総合対策推進センターの分析から、本市において特に支援が優先されるべき対象群が明らかになりました（表1）。今後、本市ではこれらの対象群への支援を重点施策と位置づけ、自殺者数の減少に努めます。

表1 大仙市の主な自殺の特徴〔特別集計（自殺日・住居地、平成29～令和3年合計）〕

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上 無職同居	21	23.3%	63.9	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位:女性 60歳以上 無職同居	18	20.0%	27.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 20～39歳 有職同居	10	11.1%	40.8	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:男性 60歳以上 無職独居	8	8.9%	154.7	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:男性 40～59歳 有職同居	6	6.7%	15.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

【出典】自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール(2022)

- ※ 自殺率の母数（人口）は令和2(2020)年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。
- ※ 自殺の危機経路については「自殺実態白書 2013」（NPO 法人ライフリンク）を参考に、自殺総合対策推進センターが作成しました。

### 大仙市で実施する重点施策

高齢者  
対策

生活困窮者  
対策

子ども・若者  
対策

勤務・経営  
問題対策

## 10 前計画の進捗と課題（平成31～令和5年度）

### 基本施策

- 1 地域ネットワークの強化
  - (1) 地域における連携・ネットワークの強化
  - (2) 庁内における連携・ネットワークの強化
  - (3) 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
  - (1) 職員を対象とした研修等
  - (2) 一般市民を対象とした研修
  - (3) 学校教育に関わる人への研修等
  - (4) 自殺対策を支える人のこころの健康の保持
- 3 生きることの促進要因への支援
  - (1) 居場所づくり
  - (2) 相談体制の充実と支援策
  - (3) 自殺未遂者等への支援
- 4 住民への啓発と周知
  - (1) リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用
  - (2) 市民向け講演会・イベント等の開催
  - (3) メディアを活用した啓発
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
  - (1) SOSの出し方に関する教育の実施
  - (2) 教職員、その他学校関係者への啓発

### 重点施策

- 1 高齢者対策の推進
  - (1) 高齢者の家族や介護者などの「支援者への支援」の提供
  - (2) 高齢者が役割と生きがいを実感できる地域づくりの推進
  - (3) 地域における「気付き」・「つなぎ」の取組を進める
- 2 生活困窮者対策の推進
  - (1) 他分野の関係機関が連携し、生きることの包括的な支援を推進する
  - (2) 支援につながっていない人を早期につなぐための取組を推進する
  - (3) 生活困窮者対策と自殺対策との連動を図る
- 3 勤務・経営問題対策の推進
  - ①勤労者向け
    - (1) 長時間労働の是正
    - (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
    - (3) ハラスメント防止対策
    - (4) 経営者に対する相談事業の実施等
    - (5) 健康経営の普及促進
  - ②求職者向け
    - (1) 失業者等に対する相談窓口等の充実
    - (2) 職業的自立へ向けた支援の充実

## 基本施策1 地域ネットワークの強化

市では、平成20年度から民間団体を含む関係機関と市役所内各分野の部署が連携しながら、自殺対策ネットワーク推進協議会を実施し、自殺対策を総合的に進めてきました。今後も支援を必要としている市民が適切な相談機関につながるができるよう、各団体や関係各課との連携を続けていきます。

### 【目標】

項目【担当課・団体】	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	評価
自殺予防ネットワーク推進協議会 【健康増進センター】	年2回開催 (令和2年度より年1回開催)	年1回開催	達成
自殺未遂者対策分科会 【健康増進センター】	年1回開催	年1回開催	達成
大仙市いのち支える自殺対策推進本部 会議 【健康増進センター】	年1回開催	実施せず	—

## 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

悩みを抱えている人は自ら相談をすることが難しい心理状態に陥ることが考えられ、そのような人に対して、周囲の人が早期に「気づき」、適切な支援先につないであげることが重要になるため、ゲートキーパー養成研修会やメンタルヘルスサポーター養成講座を開催してきました。

今後も、関係者や市民を対象に養成研修を実施していくとともに、自殺対策を支える人たち自身のこころの健康も保てるよう、ストレスチェックなどの対策も行っていきます。

## 第2章 大仙市における自殺の現状

### 【目標値】

項目【担当課・団体】	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	評価
メンタルヘルスサポーター養成講座 (基礎編) ※R3年度で廃止、応用編と統合 【健康増進センター】	講座修了者 259人以上 (令和5年度までの合計)	講座修了者 271名 (令和5年度までの合計)	達成
メンタルヘルスサポーター養成講座 (応用編) ※R3年度で事業廃止、基礎編と統合 【健康増進センター】	講座修了者 106人以上 (令和5年度までの合計)	講座修了者 95名 (令和3年度末時点での合計)	達成率 89.6%
民生児童委員への研修 【社会福祉課】	県社協主催研修会の受講率：単年度で70%以上	実施	—
教職員研修 【教育指導課】	受講者数 5年間で600人	実施	—
学校職員ストレスチェック事業 【教育指導課】	ストレスチェックの受検率 100%	100%	達成
職員の健康管理事務（職員のストレスチェック） 【総務課】	平均受検率 85% (平成31年度～令和5年度)	・受検率 98.8% ・高ストレス者面接指導 2名	達成

### 基本施策3 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させる取組でもあります。時代の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、新たな悩みや不安も生じています。今後、さらに個人を取り巻く環境が複雑化していくことが予想されるため、居場所づくりや相談窓口の周知をより一層図っていく必要があります。

## 第2章 大仙市における自殺の現状

### 【目標値】

項目【担当課・団体】	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	評価
認知症高齢者家族支援事業 (たんぼぼの会) 【高齢者包括支援センター】	月1回	実施	—
フレッシュ広場の開設 【教育指導課】	いじめ・不登校等による自殺者数ゼロ	実施	—
ゆいゆい交流会 【大仙市社会福祉協議会】	155箇所	66箇所	—
ふれあいサロン事業 【大仙市社会福祉協議会】	30箇所	37箇所	—
「自殺未遂歴あり」の自殺者数 ※	10人 (平成25年～平成29年合計)	12人 (令和元年～令和4年合計)	要努力

※ 前年度の統計の発表は翌年となるため、令和4年が最新。

### 基本施策4 住民への啓発と周知

自殺は誰にでも起こる可能性があり、自殺を考えている人は何かしらのサインを発しています。自殺に追い込まれようとしている人の心理状態やその背景を想像することの大切さや、悩みを気軽に相談することが自分を大切にする当たり前の行動であることが世の中の共通認識になるように、様々な啓発活動を実施してきました。

しかしながら、自殺や精神疾患に対する偏見や誤った認識はいまだに根強く残っており、引き続き正しい認識を広げるための啓発活動が必要です。

### 【目標値】

項目【担当課・団体】	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	評価
消費生活関連イベントの集客数 【消費生活センター】	年間集客数 2,700人以上	年間集客数 492人	達成率18% 要努力

## 第2章 大仙市における自殺の現状

大仙こころほっとセミナー 【健康増進センター】	年間参加実人数平均 90 人	年間実人数 平均 65 人 (令和元年～令和4年平均)	達成率 72% 要努力
こころの体温計 【健康増進センター】	年間市民アクセス数 20,000 件以上	年間市民アクセス数 7,508 件 (令和4年度)	達成率 38%

### 基本施策5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

令和3年度から本格的に開始した市内小中学生向けの SOS の出し方に関する教育において、「児童・生徒が困難やストレスに直面した際に信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことを目標として、健康増進センターの保健師、臨床心理士が講師となり授業を実施してきました。

今後も、こころの不調を感じた際の正しい SOS の出し方について普及啓発するとともに、SOS の受け手である保護者や教職員への周知・啓発を続けていきます。

#### 【目標値】

項目【担当課・団体】	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	評価
児童生徒の SOS の出し方に関する教育 実施学校数 【教育指導課、健康増進センター】	全小・中学校にて実施 (令和元年～令和5年)	全小・中学校にて実施	達成
教職員を対象とした研修の参加 【教育指導課】	80%	未実施	—
ストレスがある時に周囲に相談する中学生・高校生の割合 ※	男女共に 50%	30.4% (令和3年度)	要努力

※ 令和3年度「健康と生活習慣に関するアンケート調査」より

## 重点施策1 高齢者対策の推進

年齢を重ねるにつれて、身体疾患を抱える可能性は高く、身体的苦痛からうつ病等の引き金になることも考えられます。また、配偶者や近親者との別れに伴う喪失感、身体機能が低下することによる家族への遠慮や相談するという選択肢が無いことによる孤立などから高齢者を救うため、地域とのつながりを保つ取組や健康づくりに関する取組、社会的役割をもって生活できる地域づくりを推進してきました。

今後も、介護が必要になったとしても、住み慣れた環境で安心して生活が続けられるように関係者が連携していくことが重要です。

### (1) 高齢者の家族や介護者などの「支援者への支援」の提供

項目【担当課・団体】	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	評価
70歳以上の自殺者数 ※	40人以下 (令和元年～令和5年合計)	37人 (令和元年～令和4年合計)	—
認知症高齢者家族支援事業(たんぽぽの会)【再掲】 【高齢者包括支援センター】	月1回開催	—	—
認知症サポーター養成講座【再掲】 【高齢者包括支援センター】	7,500人 (令和元年～令和5年)	養成者数 7,166人 (令和4年度までの合計)	—

※ 前年度の統計の発表は翌年となるため、令和4年が最新。

## 重点施策2 生活困窮者対策の推進

生活困窮の背景には、身体・精神疾患、障がい、介護、多重債務、ひきこもりなどの様々な問題が複合的に絡み合っていることが多く、将来を悲観した自殺のリスクが高まると考えられることから、関係機関と連携し対応してきました。

引き続き、相談窓口の普及啓発を実施していくとともに、窓口にて対応する者においては、来所者が複合的な課題を抱えている可能性があることに留意し支援を行っていく必要があります。

## 第2章 大仙市における自殺の現状

### 【目標値】

項目【担当課・団体】	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	評価
「経済・生活問題」を原因とした自殺者数 ※	15人以下 (令和元年～令和5年合計)	8人 (令和元年～令和4年合計)	—
生活困窮者自立相談支援事業による就職者数 【社会福祉課/大仙市社会福祉協議会】	125件(延べ件数) (令和元年～令和5年)	165件(延べ件数) (令和元年～令和4年)	—

※ 前年度の統計の発表は翌年となるため、令和4年が最新。

### 重点施策3 勤務・経営問題対策の推進

有職者の自殺の背景は必ずしも勤務問題だけとは限りませんが、職場の人間関係や配置転換による環境の変化、長時間労働による疲労などの問題をきっかけに、退職や失業に追い込まれた結果、生活困窮や多重債務に陥り自殺のリスクが高まることが想定されました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により景気が悪化したことを受け、令和4年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」においても勤務問題による自殺対策の推進が、当面の重点施策として引き続き掲載されております。本市でも、地域の実態を踏まえ対策を進めていく必要があります。

### 【目標値】

項目【担当課・団体】	目標値 (令和5年度)	結果 (令和4年度)	評価
「勤務問題」を原因とした自殺者数	10人以下 (令和元年～令和5年合計)	7人 (令和元年～令和4年合計)	—
若者求職者資格取得補助金の年間申請件数 【商工業振興課】	申請件数 25件	4件 (令和5年10月6日時点)	—
職場定着セミナーの実施 【商工業振興課】	年間1回の開催	—	—

※ 前年度の統計の発表は翌年となるため、令和4年が最新。

# 第 3 章

## 大仙市における自殺対策の

### 取組～基本施策～

## 第3章 大仙市における自殺対策の取組～基本施策～

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない7つの取組から成り立っています。

### 1 地域におけるネットワークの強化



自殺対策を担う人材や関係機関が自殺対策に関する共通認識をもち、自殺対策を推進していくことが重要です。今後も、地域住民、民間団体、相談支援関係機関と共に顔の見える連携を続け、総合的な自殺対策に取り組みます。

#### (1) 地域における連携・ネットワークの強化

項目【担当課・団体】	施策の内容
自殺予防ネットワーク推進協議会 【健康増進センター】	自殺予防推進に関連する関係機関が集まり自殺予防活動について協議します。地域における課題を共有し、役割分担をしながら改善に向けた取組を進め、地域ネットワークを強化します。
自殺未遂者対策分科会 【健康増進センター】	自殺の危険性が高いと言われている自殺未遂者への支援のため、自殺予防ネットワーク推進協議会に自殺未遂者対策分科会を設置し、自殺未遂者対策について協議します。

#### (2) 庁内における連携・ネットワークの強化

項目【担当課・団体】	施策の内容
大仙市いのち支える自殺対策推進本部会議 【健康増進センター】	大仙市における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、市長を本部長として各部局の部長職及び各支所長を招集した会議を開催し、庁内の連携体制の強化を図ります。
地域ケア会議推進事業 【高齢者包括支援センター】	多職種で構成される地域包括ケア推進会議等を開催し、地域ケア会議で取り上げられる高齢者の自殺のリスクを共有し、課題の改善を図ります。

### 第3章 大仙市における自殺対策の取組～基本施策1 地域ネットワーク～

要保護児童対策地域協議会 【子ども支援課】	要保護児童の適切な保護または要保護児童や要支援児童とその家族、特定妊婦などへの適切な支援のため、支援対象児童等に関する情報の交換や共通のアセスメント、関係機関と連携した支援の協議を行い、児童虐待防止や早期発見、早期対応を図ります。
--------------------------	---

#### (3) 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

項目【担当課・団体】	施策の内容
かかりつけ医との連携 【大曲仙北医師会】	かかりつけ医からの紹介により、専門の相談機関での早期治療に結び付けていきます。

#### 【目標】

項目【担当課・団体】	目標
自殺予防ネットワーク推進協議会の開催	本計画に新たに盛り込まれた自殺対策の基本認識や目標を出席者が念頭に置いたうえで、特に重点施策における課題の改善に向けた協議会を年1回開催する。
自殺未遂者対策分科会の開催	自殺未遂歴がある自殺者数を5年合計で8人以下にするという目標に向けて、支援につながっていない自殺未遂者を支援に結びつける連携体制について協議する分科会を年1回開催する。
大仙市いのち支える自殺対策推進本部会議の開催	本計画に新たに盛り込まれた全庁における自殺対策の視点を加えた事業の実施状況を共有するとともに、庁内の自殺対策の方針を決める会議を年1回開催する。

## 2 自殺対策を支える人材の育成



さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人の自殺の危険を示すサインに気付くことのできる人材の養成、資質の向上を図るとともに、自殺や自殺対策に関する正しい知識を普及することが重要です。そのため、専門家や関係者だけでなく、地域においても自殺に傾きつつある人のサインに早期に気付き、見守りながら必要な支援機関につなぐ役割を担うゲートキーパー養成講座等を開催することで地域を支える人材を育成します。

### (1) 職員を対象とした研修等

項目【担当課・団体】	施策の内容
職員の健康管理事務（職員のメンタルヘルス対策） 【総務課】	職員が自殺リスクに関する正しい知識を持つことで、その理解に基づいた正しい対応を取ることが可能となります。職員のメンタルヘルスに効果が期待できる事業を安全衛生委員会の中で検討し、事業を実施します。
精神保健相談事業実務者研修会 【健康増進センター】	相談対応技術の向上を図るため、精神疾患を抱える住民と接することの多い保健師・臨床心理士等を対象に研修会を実施します。

### (2) 一般市民を対象とした研修

項目【担当課・団体】	施策の内容
メンタルヘルスサポーター養成講座 【健康増進センター】	こころの健康づくりや自殺予防活動に関する基礎的な知識と技術を身につけ、ボランティアとして活動するメンタルヘルスサポーターを養成します。
ゲートキーパー養成講座 【健康増進センター】	身近な人の異変に気付き、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、温かく見守ることのできるゲートキーパーを養成します。
メンタルヘルスサポーターの会 【健康増進センター】	会員を対象とした研修会を開催し、会員相互の情報交換や交流ができる機会を提供します。
認知症サポーター養成講座 【高齢者包括支援センター】	認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトと連携を図り、地域住民、職域団体や学校等を対象に、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成します。

### 第3章 大仙市における自殺対策の取組～基本施策2 人材育成～

民生児童委員活動 【社会福祉課】	地域で困難を抱えている人に気付き、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能するため相談援助技術のスキルアップを図ります。
---------------------	--

#### (3) 学校教育に関わる人への研修等

項目【担当課・団体】	施策の内容
教職員研修 【教育指導課】	市教職員研究集会や職務別等研修、いじめ・不登校や特別支援教育等課題に応じた研修を行います。

#### (4) 自殺対策を支える人のこころの健康の保持

項目【担当課・団体】	施策の内容
職員の健康管理事務（職員のストレスチェック） 【総務課】	一定の勤務条件を満たす職員を対象としたストレスチェックを実施します。個人及び職場単位で検査結果を分析します。 高ストレス者については、医師の面接指導を促します。また、高ストレス者の多い職場については、結果を通知し職場環境の改善につなげていきます。
職員の健康管理事務（職員の悩み事相談） 【総務課】	グループウェア掲示板を利用して、「ほっとスペース」、「メンタルドック」といった相談受付窓口を、職員に周知します。 ※メンタルドックについては、初回費用を安全衛生委員会が負担します。
学校職員ストレスチェック事業 【教育指導課】	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施しメンタルヘルス不調の未然防止を図ります。

第3章 大仙市における自殺対策の取組～基本施策2 人材育成～

【目標値】

指標	現状値 (令和4年度)	目標値
メンタルヘルスサポーター 修了者	講座修了者 271 名 (令和5年度までの合計)	講座修了者数 394 人以上 (令和10年度までの合計) (27人×5年計算)
民生児童委員への研修	実施	実施
教職員研修	実施	受講者数 600 人 (5年間合計)
職員のストレスチェック	・受検率 98.8% ・高ストレス者 面接指導 2 名	・受検率 99.0% ・高ストレス者 面接指導 5 名
学校職員ストレスチェック 事業	受験率 100%	受験率 100%

### 3 生きることの促進要因への支援



自殺に追い込まれる要因となり得るものに、家族関係の不和や子育て・介護・看病・ひきこもりなどの家族問題、仕事の悩みや職場の人間関係・長時間労働などの勤務問題、心や体の疾患による健康問題、いじめや学業不振などの学校問題、失業や経済悪化に伴う事業不振・生活困窮による経済問題などがあります。これらの「生きることの阻害要因」を減らすため、相談体制の充実や相談窓口の周知、孤立のリスクを抱える人たちへの居場所を提供するとともに、居場所の周知を行い「生きることの促進要因」を増やす取組をします。

#### (1) 居場所づくり

項目【担当課・団体】	施策の内容
子ども・若者育成支援事業 【社会福祉課/NPO 法人まることびおら/NPO 法人光希屋(家)】	ひきこもり・発達障がい等様々な問題を抱えている子ども・若者に対して、保健、医療、教育、雇用などの関係機関と連携し、修学・復学・就業又は社会復帰のための支援事業を実施します。
地域子育て支援拠点事業 【子ども支援課】	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育て世代の孤立を防ぎます。
フレッシュ広場の開設 【教育指導課】	不登校児童生徒を対象にした適応指導教室の設置や集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等を実施します。
生涯学習推進・公民館主催事業 【生涯学習課】	講座等を設けることで、公民館等に集ってもらい、孤立を少なくすることで、自殺防止の効果が期待できます。
ゆいゆい交流会助成事業 【大仙市社会福祉協議会】	世代を問わず、住民同士のつながり強化や、介護予防・ひきこもりの防止を目的とした交流会を開催します。
ふれあいサロン事業 【大仙市社会福祉協議会】	地域住民と共に、町内や地区単位で交流の場づくりへの支援を行います。また、交流の場づくりを行っていない地域への働きかけも行います。

### 第3章 大仙市における自殺対策の取組～基本施策3 生きることの促進～

<p>ひだまりコーヒーサロン 【大仙市メンタルヘルスサポーターひだまり】</p>	<p>誰でも気軽に立ち寄ることのできるコーヒーサロンは、地域の方々の居場所づくりに貢献します。</p>
--	---

#### (2) 相談体制の充実と支援策

項目【担当課・団体】	施策の内容
<p>納税相談 【債権管理課】</p>	<p>住民からの納税に関する相談を受け付け、窓口等での納税相談の際に、必要に応じて関係機関等へ案内します。</p>
<p>住民への相談事業 【各支所市民サービス課】</p>	<p>各種相談を総合的に受け付けます。担当職員が気付き役としての視点を持ち、適切な相談先へ誘導できるようにします。</p>
<p>消費生活相談対策事業 【市民相談室】</p>	<p>消費生活上の問題を抱える人々は、自殺リスクの高い人もいるため、相談をきっかけに抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開することが可能です。</p>
<p>「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業 【社会福祉課】</p>	<p>対象者の属性を問わない相談支援、多様な社会参加、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。</p>
<p>障がい者相談員事業 【社会福祉課】</p>	<p>相談員を設置し、各地域での相談活動を実施することで、自殺リスクを早期に発見し、自殺予防につなげます。</p>
<p>生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） 【社会福祉課/大仙市社会福祉協議会】</p>	<p>生活困窮者からの相談に対して専門の職員が問題の要因を分析し、支援プランを作成し、自立した生活が可能になるまで支援します。</p>
<p>家庭児童相談 【子ども支援課】</p>	<p>児童虐待やDV等の家庭問題に対応するために家庭相談員を配置し、必要な助言指導など問題解決に向けてきめ細かな相談支援を実施します。</p>
<p>ひとり親家庭相談 【子ども支援課】</p>	<p>ひとり親家庭が抱えている悩みごとに関する相談や必要な助言指導を行うため、母子・父子自立支援員を配置し、問題解決に向けてきめ細かな相談支援を実施します。</p>

### 第3章 大仙市における自殺対策の取組～基本施策3 生きることの促進～

健康状態不明者訪問 【健康増進センター】	健康寿命の延伸を目的に、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から保健事業と介護予防を一体的に推進します。
健康訪問 【健康増進センター】	60歳から64歳までの国民健康保険加入者のうち、医療機関受診状況や、特定健康診査の結果でこころの健康に関する部分が心配な方の健康確認のための訪問を行います。
保健師によるこころの健康相談 【健康増進センター】	自殺につながり得る健康問題等を解決するため、保健師が面談、電話等で相談に応じ、必要に応じて医療機関等につなげます。
ほっとスペース 【健康増進センター】	こころの健康の維持・増進のため、臨床心理士がカウンセリングを行い、早期の問題解決を支援します。
経営指導の強化と起業者の育成 【商工業振興課】	経営上の様々な課題に関し、商工団体の専門員に相談できる機会を提供することにより、問題解決の糸口が見つかる可能性があることから、自殺リスク軽減につながります。
経営相談事業 【大曲商工会議所/大仙市商工会】	地区内事業者に対する、経営・金融・税務・労働・取引等の相談指導を行います。
労働相談 【大曲労働基準監督署相談コーナー/秋田労働局雇用環境・均等室】	職場でのパワハラやセクハラ等に対する相談等にも対応しています。

#### 【目標値】

指標	現状値 (令和4年度)	目標値
フレッシュ広場の開設	実施	いじめ・不登校等による自殺者ゼロを継続
ゆいゆい交流会助成事業	66箇所	120箇所

### 第3章 大仙市における自殺対策の取組～基本施策 4 自殺未遂者等への支援～

ふれあいサロン事業	37 箇所	40 箇所
「自殺未遂歴あり」の自殺者数 ※	12 人 (令和元年～令和 4 年合計)	8 人 (令和 5 年～令和 9 年合計)

※ 前年度の統計の発表は翌年となるため、令和 4 年が最新。

#### 4 自殺未遂者等への支援の充実



警察庁統計によると、自殺で亡くなった方のうちおよそ 5 人に 1 人に自殺未遂歴があります。自殺未遂者は再び自殺企図する恐れがあり、自殺のリスクが高いと考えられています。そのため、警察、消防、救急病院や精神科、保健所などの関係機関と連携を図り、未遂者本人やその家族に対し、適切な医療・相談機関につなぐことのできる体制の維持に努めます。

##### (1) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

項目【担当課・団体】	施策の内容
いのちの嚮事業 【大曲厚生医療センター/大曲中通病院/大仙警察署/大曲仙北広域市町村圏組合消防本部/大仙保健所/健康増進センター】	救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して各種相談窓口が掲載されたリーフレットを配付します。
自損行為救急事案への対応 【大曲仙北広域市町村圏組合消防本部】	救急現場で、行為者の家族等から相談を受けた時などに、相談窓口一覧を手渡し相談してみるよう助言します。
自殺未遂者対策分科会 【再掲】 【健康増進センター】	自殺の危険性が高いと言われている自殺未遂者への支援のため、自殺予防ネットワーク推進協議会に自殺未遂者対策分科会を設置し、自殺未遂者対策について協議します。

## 5 自死遺族等への支援の充実



自死遺族は、大切な人を突然失ったことによる深い悲しみや、社会の誤った偏見にさらされる中で苦しみを抱え、なかなか支援を求めることができずに孤立している可能性があります。自死は職場の同僚や親しい友人、恋人等にも大きな影響を与えますが、特に子どもはその影響を受けやすいことが指摘されております。自死の連鎖が起きないように、遺族や遺児に対し、心理的なサポートや適切な支援が受けられるように情報の周知や支援を行う体制を整え、苦しみや不安の軽減に努めます。

### (1) 遺された人への支援

項目【担当課・団体】	施策の内容
ヤングケアラーへの支援 【社会福祉課】	本来大人が担うと想定されている家事や家族のケア等を日常的に行っている子どもの支援に向けた相談支援体制の構築と市内の児童・生徒の状況の把握に努めます。
保健師によるこころの健康相談【再掲】 【健康増進センター】	自殺につながり得る健康問題等を解決するため、保健師が面談、電話等で相談に応じ、必要に応じて医療機関等につなげます。
ほっとスペース【再掲】 【健康増進センター】	こころの健康の維持・増進のため、臨床心理士がカウンセリングを行い、早期の問題解決を支援します。
こころのメール相談 【健康増進センター】	相談窓口の開所時間の利用が難しい方や対面での相談に抵抗がある方に対し、メールで精神保健相談に応じます。受付は24時間、概ね7日以内に返信します。

### (2) 自死遺族に関わる人材の研修

項目【担当課・団体】	施策の内容
精神保健相談事業実務者研修会【再掲】 【健康増進センター】	遺族等に対するケアも含め相談を担当する人材の資質向上のための研修等を実施する。

## 6 住民への啓発と周知



自殺に追い込まれる可能性は誰にでもあり、自殺を考えている人は、悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、自傷行為を行ったり希死念慮が生じたりしている本人や、そのサインに気付いた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。そのため、地域、職場及び学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

また、いまだに根強く残っている自殺や精神疾患に対する誤った認識を修正し、危機に陥った場合は助けを求めるといった正しい認識を広げるための啓発活動を続けていきます。

### (1) リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

項目【担当課・団体】	施策の内容
住民ガイドブックの発行 【総務課】	行政の仕組みや、役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるように住民ガイドブックを発行します。
自殺予防啓発リーフレット及びグッズの作成・配布 【健康増進センター】	自殺対策のリーフレット等を作成し、講演会や自殺予防街頭キャンペーン等で配布・周知することにより、自殺に対する正しい理解の促進と自殺予防に関する知識の普及啓発を図ります。

### (2) 市民向け講演会・イベント等の開催

項目【担当課・団体】	施策の内容
消費生活関連イベントの開催 【市民相談室】	消費者問題が複雑・多様化していることから、被害の未然防止のための街頭キャンペーンや出前講座を積極的に実施します。
大仙こころほっとセミナー 【健康増進センター】	一般市民を対象に、こころの健康についての講演会を実施します。
自殺予防街頭キャンペーン 【健康増進センター】	自殺予防週間と自殺予防デーのある9月に自殺予防の啓発媒体を配布します。

(3) メディアを活用した啓発

項目【担当課・団体】	施策の内容
広報紙啓発事業 【広報広聴課】	市民が地域の情報を得る手段として広報誌は身近な媒体であるため、自殺対策の啓発として生きる支援に関する事業や居場所づくり活動などに係る情報を直接住民に提供する機会となります。
大仙市コミュニティ FM (FM はなび) での普及啓発 【健康増進センター】	FM はなびにおける「健康通信」ラジオ版を活用し、こころの健康に関する内容の普及啓発を図ります。

【目標値】

指標	現状値 (令和4年度)	目標値
消費生活関連イベントの集客数	年間集客数 492人	年間集客数 2,700人以上
大仙こころほっとセミナーの参加者数	年間参加実人数平均 65人 (令和元年～令和4年平均)	・年間参加実人数 70人以上 ・年2回開催

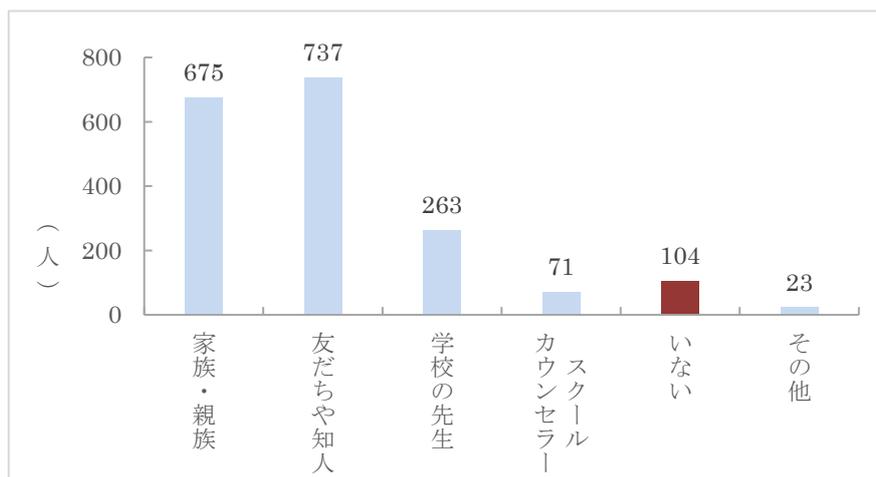
## 7 児童生徒のSOSの出し方に関する教育



児童生徒を取り巻く環境は常に変化しています。令和3年に実施した「健康と生活習慣に関するアンケート」において、「日頃ストレスを感じることはありますか」という設問に対して、「強く感じる」「ある程度感じる」と回答した中・高生は81.1%でした。

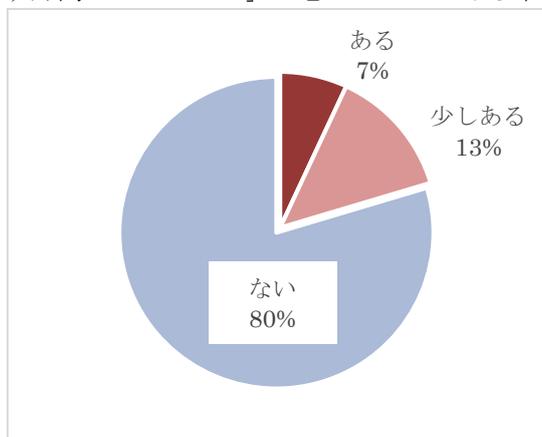
「心配ごとや悩みごとを聞いてくれる人はいますか」という質問では、友だちや知人が相談相手として最多で、家族・親族、学校の先生も選ばれていることが分かりました。しかし、相談相手が「いない」と回答した人もいました(図8)。さらに、「ここ1ヶ月間で“死にたい”と思ったことがありますか」という質問では、20%の中高生が「ある」「少しある」と回答していることが分かりました(図9)。

図8 心配ごとや悩みごとを聞いてくれる相手



【出典】令和3年度「健康と生活習慣に関するアンケート調査」

図9 ここ1ヶ月間で「死にたい」と思ったことがある中・高生の割合



【出典】令和3年度「健康と生活習慣に関するアンケート調査」

### 第3章 大仙市における自殺対策の取組～基本施策7 児童生徒の SOS～

相談しない・できない理由として「悩みは自分で解決すべきもの」、「悩んでいることを他人に知られたくない」、「相談することが恥ずかしい」、「心配をかけたくない」などという思いから、問題を一人で抱え込んでしまう子どももいます。

いのちの大切さや尊さだけでなく、児童生徒が社会において様々な困難に直面した際に、周囲に適切に助けを求めてもよいこと、困っていそうな人がいたら声をかけて信頼できる大人につないであげることが目標として、小学校5～6年及び中学校2～3年生を対象に「SOSの出し方・受け方に関する教育」を健康増進センターの保健師、臨床心理士が講師となり実施を継続します。

また、児童生徒同士だけではなく、児童生徒のSOSの受け手となる大人や教職員が感度を高め、どのように受け止めるかについても普及啓発を行っていく必要があります。

#### (1) SOSの出し方・受け方に関する教育の実施

項目【担当課・団体】	施策の内容
児童生徒のSOSの出し方・受け方に関する教育【教育委員会/健康増進センター】	市内の公立小中学校の児童生徒を対象に年1回以上、子どもが様々な困難に直面した際に周囲に助けを求めることができるような教育を実施します。 また、身近な友人に悩みを打ち明けることもあることから、危機に陥った友人の感情を受け止め、信頼できる大人へつなげられるような内容も盛り込みます。 講演会において、こころの健康の相談窓口が掲載された「お守り」を配布します。

#### (2) 教職員、その他学校関係者への啓発

項目【担当課・団体】	施策の内容
保護者・教職員向けSOSを受け止めるための研修会【健康増進センター】	子どもたちが発するSOSに対する気付きの感度の向上を目指し、子どもに関わる大人向けの研修会を実施します。

### 第3章 大仙市における自殺対策の取組～基本施策7 児童生徒のSOS～

#### 【目標値】

指標	現状値 (令和4年度)	目標値
SOSの出し方・受け方に関する教育受講後に「相談したい」と意識が変化した児童生徒の割合 ※①	未実施	50%
SOSの出し方・受け方に関する教育実施学校数	全小・中学校にて実施	全小・中学校にて実施
ストレスがある時に周囲に相談する中学生・高校生の割合 ※②	30.4% (R3年度)	男女共に50%

※① 授業前後に実施するアンケート調査

※② 令和3年度「健康と生活習慣に関するアンケート調査」より

# 第4章

大仙市における自殺対策の

取組～重点施策～

## 第4章 大仙市における自殺対策の取組～重点施策～

重点施策は、「地域実態プロファイル」において、各自治体が特に力を入れて支援策を推進することが求められている対象群に対する施策であり、本市では「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「勤務・経営」の4項目が該当しています。

### 1 高齢者対策の推進



本市では、平成30年から令和4年までの5年間で95人（男性65人、女性30人）の方が自殺によって亡くなっています。そのうち56人（男性32人、女性24人）が60歳以上の方たちで、およそ5人に3人という割合で高齢者が占めていました。

高齢になると配偶者や近親者との死別、子どもの独立による家族構成の変化、周囲の人々とのつながりの希薄化、病気による健康状態の悪化、生活困窮等の問題が生じやすくなり、自殺のリスクが高まる恐れがあります。また、介護に関する悩みを抱え、高齢者本人だけでなくその家族全体が心身ともに疲弊してしまう「8050問題」もリスク要因として挙げられます。

高齢者の自殺を防ぐためには、高齢者本人を対象とした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等に対する支援も含む生きることの包括的な支援を強化していく必要があります。高齢者とその支援者が社会から孤立せずにとのつながりを持ち続けられること、生きがいを感じられるような地域づくりを進めるとともに、必要な支援につながりやすくなる体制づくりを強化していきます。

(2) 高齢者の家族や介護者などの「支援者への支援」の提供

支援を必要とする家族の介護疲れによる無理心中などを予防するためにも、高齢者本人への支援だけでなく、高齢者を支える家族等への支援、すなわち「支援者への支援」を推進します。

項目【担当課・団体】	施策の内容
認知症高齢者家族支援事業（認知症カフェ） 【高齢者包括支援センター】	認知症の方やその家族、地域住民、専門職が集い、語り合う場である認知症カフェを開催する事業所や団体に対し、補助金を交付します。
自主グループ活動支援事業 【高齢者包括支援センター】	介護予防普及啓発事業等で実施した教室等が終了した後、自主サークルやサロンとなった場合に、その自主活動が積極的に継続できるように支援します。
認知症初期集中支援事業 【高齢者包括支援センター】	認知症になっても地域で生活を継続できるよう認知症初期集中支援チームを設置し早期発見・進行抑制に努めます。また、チームの普及啓発、認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置し活動状況等を検討します。

(3) 高齢者が役割と生きがいを実感できる地域づくりの推進

地域における交流会や健康支援を兼ねたイベント等を通じて、高齢者が地域とつながることのできる機会を増やし、閉じこもりを予防し生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

項目【担当課・団体】	施策の内容
出前講座 【高齢者包括支援センター】	要望のあった団体に講師等を派遣し、介護予防に関する学習会を開催します。継続して関わっている団体で、参加しなくなった方を早期に把握していくことで社会との孤立を防ぎます。
だいせん運動教室 【高齢者包括支援センター】	運動不足や加齢による運動器の低下を予防するための体操や筋トレ等を実施します。地域で仲間作りをしながら、運動をしていくことで社会参加を積極的に促します。
老人クラブ補助事業 【社会福祉課】	市内の単位老人クラブ及び市老人クラブ連合会の実施する事業に対して活動費を助成します。

第4章 大仙市における自殺対策の取組～重点施策1 高齢者対策～

ゆいゆい交流会助成事業【再掲】 【大仙市社会福祉協議会】	世代を問わず、住民同士のつながり強化や、介護予防・ひきこもりの防止を目的とした交流会を開催します。
ふれあいサロン事業【再掲】 【大仙市社会福祉協議会】	地域住民と共に、町内や地区単位で交流の場づくりへの支援を行います。また、交流の場づくりを行っていない地域への働きかけも行います。
大仙市民交流大会 【生涯学習課】	大仙市民交流囲碁・将棋大会等での交流を通じて高齢者の孤立防止につなげます。
スポーツによる地域の活性化 【スポーツ振興課/大仙市老人クラブ連合会/太田公民館】	地域におけるスポーツ活動が住民同士の交流の機会になるとともに、高齢者の生活における生きがいにつながります（全県500歳・550歳野球大会、秋田太田南部忠平杯グラウンド・ゴルフ大会、8人制バレーボール親睦交流大会等）。

(4) 地域における「気付き」・「つなぎ」の力を高める

高齢者の周囲にいる一人ひとりが「気付き」・「つなぎ」の役割を担い、高齢者への生活支援サービスの提供や訪問の機会を活かし、支援を必要とする高齢者を必要に応じて早期に支援へとつなげ、相談等の対応・支援を行う取組を進めます。

項目【担当課・団体】	施策の内容
健康状態不明者訪問【再掲】 【健康増進センター】	健康寿命の延伸を目的に、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から保健事業と介護予防を一体的に推進します。
健康訪問【再掲】 【健康増進センター】	60歳から64歳までの国民健康保険加入者のうち、医療機関受診状況や、特定健康診査の結果でこころの健康に関する部分が心配な方の健康確認のための訪問を行います。
「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業【再掲】 【社会福祉課】	対象者の属性を問わない相談支援、多様な社会参加、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。

第4章 大仙市における自殺対策の取組～重点施策1 高齢者対策～

<p>高齢者のこころの健康づくり事業 【健康増進センター】</p>	<p>高齢者に関わる支援者を対象に、「高齢者のこころと自殺予防」をテーマとした講演会の開催、地域ケア会議において高齢者の自殺の現状や市の自殺予防活動に関する情報提供、高齢者の自殺予防に関する普及啓発のためのリーフレットの作成・配布をします。</p>
<p>友愛訪問活動強化支援事業 【大仙市老人クラブ連合会】</p>	<p>孤独にさせないための対話活動として、見守りや声掛けを行うとともに、地域における話し相手になります。また、「老人クラブが目指す友愛とは」というテーマでの講話や、リーダーによるグループ討議を行います。</p>
<p>認知症サポーター養成講座【再掲】 【高齢者包括支援センター】</p>	<p>認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトと連携を図り、地域住民、職域団体や学校等を対象に、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成します。</p>
<p>いきいき隊養成事業 【高齢者包括支援センター】</p>	<p>高齢者の介護予防意識の向上を図り、誰もが安心して自立した生活を送ることができる地域づくりを目指すため、行政と協働で介護予防の知識を普及する役割を担い、介護予防事業での指導助手やプログラム指導ができる住民ボランティアを養成します。</p>
<p>結いっこサービス事業 【大仙市社会福祉協議会】</p>	<p>概ね 65 歳以上の単身者世帯または高齢者のみ世帯、障がいがある単身者世帯を対象に、日常生活を送る上で、話し相手が必要になった際に、結いっこサポーターが希望する方の自宅を訪問してサービスを提供するとともに、買い物支援を毎月実施し、高齢者等の買い物の不便解消を図ります。</p>
<p>民生児童委員による、地域における相談、支援等の実施 【大仙市民生児童委員協議会】</p>	<p>民生児童委員による、地域における相談、支援等を実施します。</p>

【目標値】

指標	現状値	目標値
70 歳以上の自殺者数 ※	37 人 (令和元年～令和 4 年合計)	33 人 (令和 5 年～令和 9 年合計)

※ 前年度の統計の発表は翌年となるため、令和 4 年が最新。

## 2 生活困窮者対策の推進



平成30年から令和4年の自殺者数95人のうち、「経済・生活問題」を理由とする自殺者は8人でした。大仙市における生活保護受給者数は令和4年度は1082人、900世帯となっており、そのうちおよそ7割近い606世帯が高齢者世帯でした（出典：令和5年度大仙市の福祉）。

生活困窮に至る背景には、労働問題だけでなく、精神疾患や介護、虐待、いじめ、DV等の要因が重なり合っている場合も少なくありません。それらの要因によって必要な支援や補助を受けることができず、自殺のリスクを抱える人もいると思われます。生活困窮者の自殺を防ぐためには、生活扶助等の経済的な支援だけでなく、就労支援や心身面に疾患を抱えている場合の受診勧奨等を担当課だけでなく多機関・多分野の関係者が連携し包括的な支援を行っていく必要があります。

### (1) 多分野の関係機関が連携し、生きることの包括的な支援を推進する

生活困窮の背景にある多様かつ複合的な問題に対応するため、関係機関と連携し相談支援を行います。

項目【担当課・団体】	施策の内容
いのちの総合相談会 【NPO 法人蜘蛛の糸/健康増進センター】	社会保険労務士や産業カウンセラーなどの専門家を交えた相談会で相談者の問題を整理するとともに、必要な支援に結びつけることで経済・生活問題の自殺を防ぎます。
生活困窮者自立相談支援調整会議 【社会福祉課/大仙市社会福祉協議会】	生活困窮者の現状把握と評価を行うとともに、福祉関係機関・団体等との連携も視野に入れながら適切な支援方法を模索し、検討を加えて作成した「支援プラン」に基づいた支援を行うことにより、当該生活困窮者の生活レベルの向上を図ります。

(2) 支援につながっていない人を早期につなぐための取組を推進する

生活苦に陥っている人の中には、支援のための法律や制度を知らないことで相談窓口につながることができず、自殺のリスクを抱え込んでしまう人がいることが考えられますし、困窮状態から必要な学習ができない子どもたちの将来の貧困の連鎖を防ぐことも必要です。本市では、支援を提供する行政の側から、そうした人々に対する働きかけを積極的に行い、支援へと結びつけるための体制を強化します。

項目【担当課・団体】	施策の内容
ハローワーク“しごと・ストレス相談室”の普及啓発 【秋田県地域自殺対策推進センター/健康増進センター】	ハローワークで実施している“しごと・ストレス相談室”の普及啓発を行い、就労に関する悩みを抱える市民を支援につなげます。
資金貸付事業（たすけあい資金） 【大仙市社会福祉協議会】	一時的に生活が困難になった低所得世帯や障がい者世帯等に対し、民生児童委員と連携して資金の貸付などの支援を行います。
生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・支援事業等） 【社会福祉課】	生活困窮家庭等の子どもに対する学習支援を行うことにより、学習意欲を高め、学力の向上等を図るとともに、居場所の提供や日常生活の支援、保護者への相談支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行います。
市営住宅管理事務 【建築住宅課】	市営住宅の管理事務・公募事務を行います。
市営住宅家賃滞納整理対策 【建築住宅課】	市営住宅の滞納使用料の効率的収納と自主納付を促進します。 滞納者の状況を把握しその視点に立った徴収事業ができるように家賃徴収員に自殺対策の研修会を受けてもらいます。納付しやすいように分割するなど納付計画を提案し納付を促します。生活保護、減免等の申請手続など、現状を打破できる方法を提案します。
児童扶養手当支給事業 【子ども支援課】	父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童を養育している家庭、もしくは父または母に障がいのある児童を養育している家庭の安定と自立を促進するため、その児童を監護している母や父、または父母にかわ

第4章 大仙市における自殺対策の取組～重点施策2 生活困窮者対策～

	ってその子どもを養育している人に手当を支給します。
就学援助制度 【教育指導課】	経済的理由により、就学困難な児童生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。特別支援学級在籍者に対し、就学奨学金を補助します。
納税相談【再掲】 【債権管理課】	住民からの納税に関する相談を受け付け、窓口等での納税相談の際に、必要に応じて関係機関等へ案内します。
国民健康保険給付・各種医療費扶助・保険関係・基礎年金請求 【保険年金課】	申請に基づき、各種給付金・療養費の給付等を行います。電話及び窓口対応をした職員が問題に気付いた際には、早期対応、適切な相談窓口へつなぎます。

(3) 生活困窮者対策と自殺対策との連動を図る

生活困窮者自立支援制度ならびに生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携を強化することにより、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し、それぞれの事案に応じた経済的援助・個別支援を行い生きることの包括的な支援を図ります。

項目【担当課・団体】	施策の内容
「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業 【再掲】 【社会福祉課】	対象者の属性を問わない相談支援、多様な社会参加、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。
生活保護施行に関する事務 【生活支援課】	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査、困窮の程度に応じて必要な保護の実施や自立を支援します。 被保護者との定期的な面談により被保護者の抱える問題や悩みを把握し、適切な支援先へつなげます。
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） 【再掲】 【社会福祉課/大仙市社会福祉協議会】	生活困窮者からの相談に対して専門の職員が問題の要因を分析し、支援プランを作成し、自立した生活が可能になるまで支援します。

第4章 大仙市における自殺対策の取組～重点施策2 生活困窮者対策～

<p>生活困窮者自立支援事業（給付金の支給、就労準備支援・家計改善支援） 【社会福祉課/大仙市社会福祉協議会/NPO 法人まることびおら】</p>	<p>離職等により住居を失った方などへの住居確保給付金の支給 一般就労が困難な方に対する就労準備支援事業 失業や債務問題などを抱える方への家計改善支援事業 支援員が相談者との面談を通じて、問題の把握や対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図り、自殺リスクを軽減します。</p>
---	---

【目標値】

指標	現状値 (令和4年度)	目標値
「経済・生活問題」を原因とした自殺者数 ※1	8人 (令和元年～令和4年合計)	4人 (令和5年～令和9年合計)
生活困窮者自立相談支援による就職者件数 【社会福祉課】	165件 (令和元年～令和4年合計)	140件 ※2 (令和6年～令和10年合計)

※1 前年度の統計の発表は翌年となるため、令和4年が最新。

※2 令和2年度から令和4年度の期間は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う特例措置等による次のような事由から就職者数が増加した。

- ① 緊急小口資金等の特例貸付に関する相談件数が増加し、申請手続きだけではなく、無業の申請希望者に対する就労支援を同時に促進したため。
- ② 住居確保給付金及び令和3年度から令和4年度まで実施された自立支援金における求職活動要件が緩和されたことから、当該給付金の利用者が増加したため。  
令和5年度以降は上記のような特例措置が終了し、コロナ禍前の水準に近づいていくとの推測のもと、目標値を設定した。

### 3 子ども・若者対策の推進（児童生徒・学生、10～30代）



#### <子ども・若者の現状と課題>

自殺者総数が減少傾向にある中で、全国の小中高生の自殺者は増加傾向にあり、令和2年に499人が亡くなったことで過去最多の状況となりました(図10)。

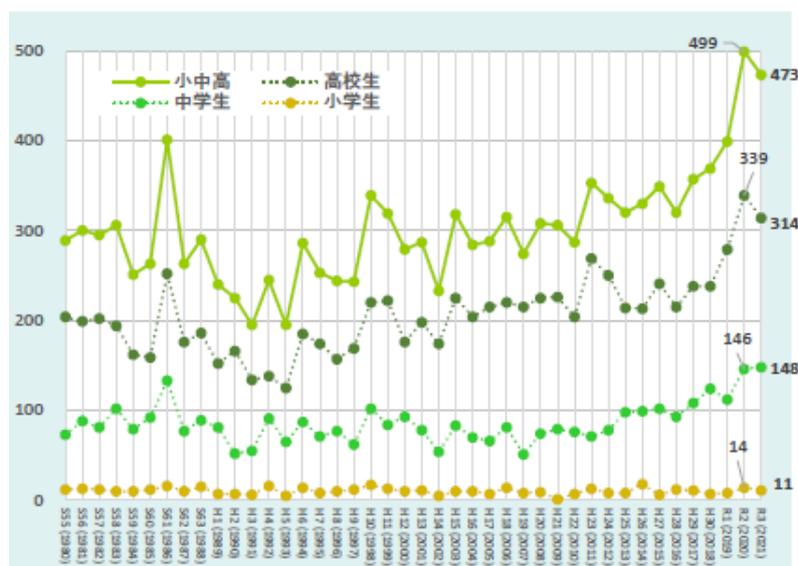
しかし、令和4年にはさらに自殺に追い込まれる小中高生の人数は増え、514人が亡くなっています。

秋田県における若年層の自殺率は全国を上回っており、本市では平成30年から令和4年の間における、児童生徒を含む10～30代の若者の自殺者は17人でした。特に男性が多く亡くなっています。

子ども・若者が抱える問題は、幼少期における貧困、虐待や性被害等の体験、親との離別や死別、ヤングケアラーの問題、不登校、いじめ等、多様化していることが考えられ、それらは将来の自殺リスクを高める要因にもなりかねません。さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより人との接触の機会が減少し、不規則な学校生活や雇用形態の変化は特に子どもや女性の自殺者を増加させる要因になったのではないとも言われています。

自分が問題を抱えた際に解決するための方法を身に付けておくことや適切な相談窓口を知っておくことは、大切なことです。児童生徒・学生の生活の場である家庭、地域、学校と連携を図り、子どもたちの自己肯定感が養われるよう支援を行ないます。

図10 小・中・高生の自殺者数の推移



【出典】自殺総合対策大綱の見直しのポイント

(1) 子ども・若者が抱える問題に対応する支援体制の充実

悩みを抱える子ども・若者が適切な支援につながるができるよう、関係機関が連携・情報共有し、相談窓口の周知を行います。

項目【担当課・団体】	施策の内容
要保護児童対策地域協議会【再掲】 【子ども支援課】	要保護児童の適切な保護または要保護児童や要支援児童とその家族、特定妊婦などへの適切な支援のため、支援対象児童等に関する情報の交換や共通のアセスメント、関係機関と連携した支援の協議を行い、児童虐待防止や早期発見、早期対応を図ります。
子ども・若者育成支援事業【再掲】 【社会福祉課/NPO 法人まることびおら/NPO 法人光希屋(家)】	ひきこもり・発達障がい等様々な問題を抱えている子ども・若者に対して、保健、医療、教育、雇用などの関係機関と連携し、修学・復学・就業又は社会復帰のための支援事業を実施します。
ヤングケアラーへの支援【再掲】 【社会福祉課】	本来大人が担うと想定されている家事や家族のケア等を日常的に行っている子どもの支援に向けた相談支援体制の構築と市内の児童・生徒の状況の把握に努めます。
キャリア教育推進「総合的な学力育成」事業 3 情報モラルいじめ対策事業 【教育指導課】	各小・中学校に対し、情報モラル教育の講師を年1回派遣し、児童生徒が、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方を理解し、インターネットを通じて起こるトラブルやいじめ等を未然に防止する能力、効果的に対処する能力等を養うとともに、保護者に対する情報モラル教育の啓発を図ります。
いじめ等に関する実態調査 【教育指導課】	定期的なアンケート（いじめ等実態調査）及び学校等への指導助言や児童生徒及び保護者への相談窓口の周知を行います。

## (2) ICT等を活用した相談体制の整備と周知

悩みを抱えていたとしても、周囲に悩んでいることを知られたくない、心配をかけたくない子ども・若者が誰にも打ち明けられずに問題を抱え込んでしまうことを防ぐため、関係機関と連携し相談体制を整えます。

項目【担当課・団体】	施策の内容
こころのメール相談【再掲】 【健康増進センター】	相談窓口の開所時間の利用が難しい方や対面での相談に抵抗がある方に対し、メールで精神保健相談に応じます。受付は24時間、概ね7日以内に返信します。

## (3) 子育てをしている保護者への支援

少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化、ひとり親家庭などにより、保護者が孤立した環境で子育てをしなくてもすむよう、相談・支援体制を充実させます。

項目【担当課・団体】	施策の内容
地域子育て支援拠点事業【再掲】 【子ども支援課】	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育て世代の孤立を防ぎます。
家庭児童相談【再掲】 【子ども支援課】	児童虐待やDV等の家庭問題に対応するために家庭相談員を配置し、必要な助言指導など問題解決に向けてきめ細かな相談支援を実施します。
子育て短期支援事業（ショートステイ） 【子ども支援課】	保護者の疾病等により、家庭での保育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等に宿泊させ、必要な保護を行います。
産前産後サポート事業 【健康増進センター】	出産後の母親と児が集まり、交流を通して情報交換や気分転換を図るとともに、必要時、保健師・栄養士・助産師が相談に応じ、育児情報を提供します。

【目標値】

指標	現状値 (令和4年度)	目標値
いじめ等による自殺者ゼロ	実施	継続
40歳未満の自殺者数 ※	30人 (令和元年～令和4年合計)	26人 (令和5年～令和9年合計)

※ 前年度の統計の発表は翌年となるため、令和4年が最新。

4 勤務・経営問題対策の推進



本市の自殺者の状況は、有職者・無職者ともにリスクがあります。平成30年から令和4年の自殺者のうち、有職者は32人（男性28人、女性4人）、無職者は63人（男性37人、女性26人）が亡くなられています。原因・動機別で見ますと（複数回答）、「不詳」を除くと「健康問題」が35.6%と最多ですが、続いて「勤務問題」が8.7%（男性7人、女性2人）、「経済・生活問題」が7.7%（男性7人、女性1人）となっております。

厚生労働省の令和5年版過労死等防止対策白書によると、勤務問題を原因・動機の1つとする令和4年の全国の自殺者数の推移は、「職場の人間関係（26.5%）」、「仕事疲れ（24.4%）」、「職場環境の変化（19.8%）」、「仕事の失敗（11.8%）」の順でした。

企業を取り巻く経営環境の急激な変化に伴い、従業員や経営者も疲労やストレスを感じ心の健康に影響が出ている人も少なくありません。限界を感じ、休職や退職、最悪の場合には自殺につながることも考えられます。働く世代の人たちが健康で充実して働き続けることができるよう、長時間労働の是正やメンタルヘルス対策、ハラスメント対策、企業経営に関する相談事業等を関係機関と連携し推進します。

＜勤務者向けの対策＞

(1) 長時間労働の是正

長時間労働による過労やストレスによって心身の健康が損なわれたり、精神疾患を発症したりすることで、過労自殺に追い込まれる可能性があるため、労働時間を把握し健康確保に努めます。

項目【担当課・団体】	施策の内容
過重労働対策 【大曲労働基準監督署】	企業において長時間労働が認められた場合、指導監督を行います。
時間外勤務の低減 【総務課】	過剰な時間外勤務は職員の心身に悪影響を及ぼす危険因子であることから、特定の職員に過度の負担がかからないよう職場環境の改善を促します。
多忙解消へ向けての業務改善の推進 【教育指導課】	学校や教職員の事業の見直しを推進し、教職員の多忙解消を図ります。

(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

研修会やセミナーを通して心身の健康管理に関する啓発・周知を図ります。職場内全体でメンタルヘルスに関する正しい知識をもっておくことにより、休養やセルフケアなどでストレスに対処することでメンタルヘルス不調に陥ることを未然に防止することにつながります。

項目【担当課・団体】	施策の内容
職員のメンタルヘルス対策【再掲】 【総務課】	職員が自殺リスクに関する正しい知識を持つことで、その理解に基づいた正しい対応を取ることが可能となります。職員のメンタルヘルスに効果が期待できる事業を安全衛生委員会の中で検討し、事業を実施します。
職員の健康管理事務【再掲】 【総務課/各支所市民サービス課】	職員の心身の健康保持、健康相談、ストレスチェック、健診後の事後指導を行うことで、病気の予防や早期発見・早期治療を目指し、病気を苦にした自殺を未然に防ぐことにつながります。

第4章 大仙市における自殺対策の取組～重点施策4 勤務・経営対策～

<p>職場定着セミナーの実施 ①管理職向けセミナー ②若年従業員向けセミナー 【商工業振興課】</p>	<p>①メンター制度の仕組みと効果を理解し、部下のストレスなどによる心身の変化に対応し早期離職防止を図ります。 ②コミュニケーション能力の向上及びレジリエンス（回復力）を鍛え、モチベーションアップにつなげ、早期離職防止を図ります。</p>
<p>職場におけるメンタルヘルスセミナー 【大曲労働基準監督署/大仙保健所】</p>	<p>大仙保健所と共催して、事業主及び労働者等を対象にメンタルヘルスセミナーを開催し、働き盛り世代のこころの健康づくり対策を推進します。</p>
<p>ストレスチェック制度の適切な実施の促進 【大曲労働基準監督署】</p>	<p>事業場を個別訪問した際は、ストレスチェック制度の適切な実施及びメンタルヘルス対策全般の自立的推進、定着が図られるよう指導します。</p>
<p>職域出前セミナー 【健康増進センター】</p>	<p>職場におけるメンタルヘルス対策やこころの病気に関する内容の研修会を行います。</p>

**(3) ハラスメント防止対策**

ハラスメントやいじめを原因として精神心疾患になってしまったり、自殺に追い込まれたりする場合があります。労働者が健康で働くことができるよう、ハラスメントの防止・解決のための相談に応じます。

項目【担当課・団体】	施策の内容
<p>労働相談【再掲】 【大曲労働基準監督署相談コーナー/秋田労働局雇用環境・均等室】</p>	<p>職場でのパワハラやセクハラ等に対する相談等にも対応します。</p>

**(4) 経営者に対する相談事業の実施等**

経営者は、従業員やその家族の生活に対する大きな責任、経営・業績などのストレスや緊張感から気が休まらない人もいると思われれます。また、経営者という立場上、相談する相手が限られていたり、自身のメンタルヘルス対策は後回しになってしまったりすることも考えられます。経営者向けの相談窓口を開設し、経営者の孤独の解消、経営力の向上を図ります。

項目【担当課・団体】	施策の内容
経営指導の強化と起業者の育成【再掲】 【商工業振興課】	経営上の様々な課題に関し、商工団体の専門員に気軽に相談できる機会を提供することにより、問題解決の糸口が見つかる可能性があることから、自殺リスク軽減につながります。
経営相談事業【再掲】 【大曲商工会議所/大仙市商工会】	地区内事業者に対する、経営・金融・税務・労働・取引等の相談指導を行います。

**(5) 健康経営の普及促進**

労働者の心と体の健康増進につながるよう、チラシやセミナーを開催するなどし、労働生産の向上や企業価値の向上につながることを支援します。

項目【担当課・団体】	施策の内容
健康経営の普及促進 【大仙市商工会】	重要な経営資源である職員の健康維持・増進に向けた健康経営の普及促進をチラシ配布やセミナーの開催等により行います。

<求職者向けの対策>

(6) 失業者等に対する相談窓口等の充実

ホームページ上に求人情報や地元企業の情報を掲載することで、求職者の就労につながる機会の提供を行います。

項目【担当課・団体】	施策の内容
大仙市雇用支援情報の提供 【商工業振興課】	地域企業の人材確保や人材育成を支援するため、大曲公共職業安定所（ハローワーク大曲）との連携により、ホームページで雇用支援情報を提供し、雇用機会の拡大につなげます。

(7) 職業的自立へ向けた支援の充実

生活困窮状態にある人の抱える課題は多岐に渡ります。住居の確保や就労支援、資格取得に向けた経済的援助や個別支援を行うことにより、自立した生活に結びつくよう他機関と連携しながら相談対応を行います。

項目【担当課・団体】	施策の内容
生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業） 【再掲】 【社会福祉課/NPO 法人まることびおら】	すぐには一般就労が困難な方に対して、就労に向けた準備段階として、必要な知識と能力の習得を目指し、生活訓練や社会訓練を行います。
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） 【再掲】 【社会福祉課/大仙市社会福祉協議会】	生活困窮者からの相談に対して専門の職員が問題の要因を分析し、支援プランを作成し、自立した生活が可能になるまで支援します。
子ども・若者育成支援事業【再掲】 【社会福祉課/ NPO 法人まることびおら /NPO 法人光希屋（家）】	ひきこもり・発達障がい等様々な問題を抱えている子ども・若者に対して、保健、医療、教育、雇用などの関係機関と連携し、修学・復学・就業又は社会復帰のための支援事業を実施します。

第4章 大仙市における自殺対策の取組～重点施策4 勤務・経営対策～

資格取得応援事業 【商工業振興課】	求職者の就職に役立つ資格取得にかかった費用を市が一部補助することにより、経費負担の軽減になり、さらにはスキルアップすることで働く意欲につながります。
母子家庭等自立支援給付金支給事業 ①高等職業訓練給付金 ②教育訓練給付金 【子ども支援課】	①安定的に増収が見込める資格取得を目的に、養成機関で1年以上修業する場合、修業期間中の生活費を支給及び修了後に一時金の支給を行います。 ②就職、転職に有利な主体的な就業能力向上の取組を支援するために、指定教育訓練講座の受講経費の一部を支給します。

【目標値】

指標	現状値 (令和4年度)	目標値
「勤務問題」を原因とした自殺者数 ※	7人 (令和元年～令和4年合計)	3人 (令和5年～令和9年合計)
若者求職者資格取得補助金の年間申請件数	4件 (令和5年9月末時点)	年間申請件数10件
職場定着セミナーの実施	—	年1回開催

※ 前年度の統計の発表は翌年となるため、令和4年が最新。

# 第5章

## 大仙市における生きる支援 関連施策

※ PDFをご参照ください ※

# 第6章

## 自殺対策の推進体

## 第6章 自殺対策の推進体制

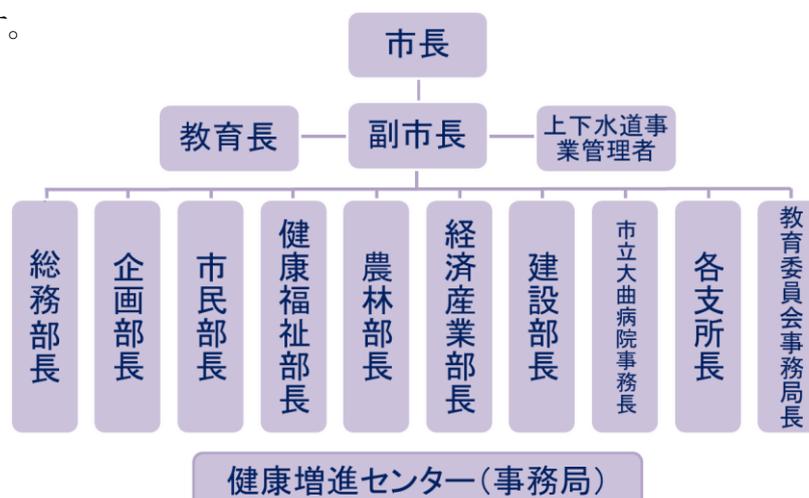
### 1 大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会

医療・福祉・教育・労働などの関係機関及び民間団体と市関係部局を構成員として、それぞれの分野における専門性を活かした役割分担をしながら、本市における自殺対策を総合的に推進します。



### 2 大仙市いのち支える自殺対策推進本部

市長が本部長を務め、自殺対策に関連の深い関係部局の長及び各支所の支所長で構成しています。本市の自殺対策を推進させるため、庁内の横断的体制を整備します。



# 第 7 章

## 資料編

## 第7章 資料編

### 1 大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺を未然に防止するために管内の行政機関、地域の団体等からなる自殺予防ネットワークを構築するとともに、それぞれの分野の特性を活かした役割分担をしながら相互の連携を図り、地域の実情に即した自殺予防対策について必要な事項を協議するため、大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に対し意見を述べることができる。

- (1) 自殺予防の啓発、情報収集等に関すること。
- (2) 相談窓口に関すること。
- (3) 相談者の実態把握及び支援に関すること。
- (4) 自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (5) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関の代表及び職員
- (2) 関係民間団体の代表及び構成員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第7章 資料編～1 大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会設置要綱～

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (分科会)

第7条 会長は、特定の分野における専門的な自殺予防対策について必要な事項を協議するため、協議会内に分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、会長により任命された委員で構成され、分科会委員の互選により代表1名、副代表1名について、これを定める。
- 3 代表は分科会を代表し会務を総理する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 その他、分科会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### (守秘義務)

第8条 協議会の委員は、協議会で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部健康増進センター内に置く。

### (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

この要綱は、平成30年3月14日から施行する。

第7章 資料編～2 大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会委員名簿～

2 大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会委員名簿（令和5年度）

No.	所属・職名	氏名	備考
1	大曲仙北医師会 理事	関根 篤	会長
2	大仙市立大曲病院 院長	大谷 和生	
3	秋田県薬剤師会大曲仙北支部 支部長	高橋 正	副会長
4	医療法人慧眞会協和病院地域支援連携室 主任	渡辺 尚	
5	大曲労働基準監督署 労働衛生基準監督官	片見 依利	
6	大仙警察署 生活安全係長	譽田 昌平	
7	仙北地域振興局福祉環境部 副主幹	齋藤 智子	
8	大曲厚生医療センター 医療福祉相談室 係長	小松 義季	
9	社会医療法人明和会大曲中通病院地域連携福祉相談係	羽崎 絵梨香	
10	大曲商工会議所 総務課長	高橋 良子	
11	大仙市商工会 副事務局長	藤田 千佳子	
12	大仙市民生児童委員協議会 会長	石田 常盤	
13	大仙市社会福祉協議会西部 支所長	佐藤 仁美	
14	大仙市老人クラブ連合会 会長	富樫 俊悦	
15	大仙市結核予防婦人会 会長	小松 博子	
16	メンタルヘルスサポーターひだまり 会長	石田 裕美子	
17	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部 救急課長	池田 透	
18	大仙市教育委員会事務局 次長兼課長	藤原 秀一	
19	大仙市小・中学校校長会 清水小学校校長	西村 典子	
20	大仙市社会福祉課 次長兼課長	佐藤 和博	
21	大仙市高齢者包括支援センター 所長	湊谷 修二	
22	大仙市生活支援課 課長	齋藤 孝文	

### 3 大仙市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

平成30年4月1日

#### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、大仙市における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、大仙市いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する施策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定及び審議に関すること。
- (3) その他自殺対策に関して必要な事項。

#### (組織)

第3条 本部は、別表1（※）に掲げる職員をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長をもって充てる。

#### (本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 前項の職務を代理する副本部長は、佐藤芳彦副市長とする。

#### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会務を総務する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (事務局)

第6条 本部会議の事務局は、健康福祉部内に置く。

#### (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 資料編～4 大仙市いのち支える自殺対策推進本部構成員名簿～

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

※大仙市いのち支える自殺対策推進本部構成員名簿（令和5年度）を参照

4 大仙市いのち支える自殺対策推進本部構成員名簿(令和5年度)

No.	所属・職名	氏名	備考
1	大仙市長	老松博行	本部長
2	大仙市副市長	佐藤芳彦	副本部長
3	大仙市副市長	今野功成	副本部長
4	大仙市教育長	伊藤雅己	副本部長
5	上下水道事業管理者	舩谷祐幸	
6	総務部長	福原勝人	
7	企画部長	伊藤公晃	
8	市民部長	伊藤敬	
9	農林部長	渡邊重美	
10	経済産業部長	富樫真司	
11	建設部長	佐々木英樹	
12	大仙市立大曲病院事務長	藤原孝之	
13	神岡支所長	伊藤直樹	
14	西仙北支所長	大沼利樹	
15	中仙支所長	田畑睦子	
16	協和支所長	俵谷憲朗	
17	南外支所長	久米啓之	
18	仙北支所長	佐々木博喜	
19	太田支所長	藤澤寿史	

5 大仙市自殺対策事務局名簿（令和5年度）

No.	所属・職名	氏名
1	健康福祉部長	佐々木 隆幸
2	健康福祉部健康増進センター 次長兼所長	生田目 晴美
3	健康福祉部健康増進センター 参事	菅原 恵
4	健康福祉部健康増進センター 副主幹	石田 素子
5	健康福祉部健康増進センター 主査	佐川 利沙
6	健康福祉部健康増進センター 保健師	佐原 孝誠
7	健康福祉部健康増進センター西部 保健師	大山 晴香
8	健康福祉部健康増進センター西部 保健師	高橋 奈々保
9	健康福祉部健康増進センター東部 主幹	堀井 美樹子

6 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかに

## 第7章 資料編～6 自殺対策基本法～

するとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第7章 資料編～6 自殺対策基本法～

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対

## 第7章 資料編～6 自殺対策基本法～

策に関する報告書を提出しなければならない。

### 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための

## 第7章 資料編～6 自殺対策基本法～

体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

## 第7章 資料編～6 自殺対策基本法～

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

## 第7章 資料編～6 自殺対策基本法～

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

(平二八法一一・追加)

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 7 自殺総合対策大綱（自殺総合対策における当面の重点施策）

### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- (1) 地域自殺実態プロファイルの作成
- (2) 地域自殺対策の政策パッケージの作成
- (3) 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- (4) 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定
- (5) 地域自殺対策推進センターへの支援
- (6) 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

### 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- (2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- (3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- (4) うつ病等についての普及啓発の推進

### 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- (1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証
- (2) 調査研究及び検証による成果の活用
- (3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
- (4) 子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査
- (5) コロナ禍における自殺等についての調査
- (6) 死因究明制度との連動における自殺の実態解明
- (7) うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究
- (8) 既存資料の利活用の促進
- (9) 海外への情報発信の強化を通じた国際協力の推進

### 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- (1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- (2) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- (3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
- (4) 教職員に対する普及啓発等
- (5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上
- (6) 介護支援専門員等に対する研修
- (7) 民生委員・児童委員等への研修
- (8) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上
- (9) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- (10) 様々な分野でのゲートキーパーの養成
- (11) 自殺対策従事者への心のケアの推進

## 第7章 資料編～7 自殺総合対策大綱～

- (12) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援
- (13) 研修資材の開発等

### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- (4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

### 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- (1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上
- (2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実
- (3) 精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置
- (4) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
- (5) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
- (6) うつ等のスクリーニングの実施
- (7) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
- (8) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信
- (2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実
- (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等
- (4) 経営者に対する相談事業の実施等
- (5) 法的問題解決のための情報提供の充実
- (6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等
- (7) ICTを活用した自殺対策の強化
- (8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- (9) インターネット上の自殺予告事案及び誹謗中傷への対応等
- (10) 介護者への支援の充実
- (11) ひきこもりの方への支援の充実
- (12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
- (13) 生活困窮者への支援の充実
- (14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等
- (15) 性的マイノリティへの支援の充実
- (16) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- (17) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知
- (18) 自殺対策に資する居場所づくりの推進
- (19) 報道機関に対するWHOの手引き等の周知等
- (20) 自殺対策に関する国際協力の推進

## 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- (1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- (2) 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- (3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- (4) 居場所づくりとの連動による支援
- (5) 家族等の身近な支援者に対する支援
- (6) 学校、職場等での事後対応の促進

## 9. 遺された人への支援を充実する

- (1) 遺族の自助グループ等の運営支援
- (2) 学校、職場等での事後対応の促進
- (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- (4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- (5) 遺児等への支援

## 10. 民間団体との連携を強化する

- (1) 民間団体の人材育成に対する支援
- (2) 地域における連携体制の確立
- (3) 民間団体の相談事業に対する支援
- (4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

## 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- (1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- (2) 学生・生徒等への支援の充実
- (3) SOSの出し方に関する教育等の推進
- (4) 子どもへの支援の充実
- (5) 若者への支援の充実
- (6) 若者の特性に応じた支援の充実
- (7) 知人等への支援
- (8) 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

## 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- (1) 長時間労働の是正
- (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- (3) ハラスメント防止対策

## 13. 女性の自殺対策を更に推進する

- (1) 妊産婦への支援の充実
- (2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
- (3) 困難な問題を抱える女性への支援

8 「第2次 大仙市いのち支える自殺対策計画」策定の流れ

**【自殺実態の分析】**

<令和5年4月～7月>

- 各種統計資料を利用して市における自殺実態の把握

**【大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会】**

<令和5年7月13日>

- 計画見直しについて

<令和5年12月8日>

- 第2次 大仙市いのち支える自殺対策計画（案）について

**【事業の棚卸し】**

内容：市役所全庁における既存の事業を把握して、自殺対策として有効な事業を計画に盛り込む作業

<令和5年8月～11月>

- 各課における自殺対策に関連し得る事業の見直し
- 事業を自殺対策という視点で見た場合、対象者にはどのような自殺のリスクがあるか、どのような自殺予防効果があるか検討

## 第2次 大仙市いのち支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない大仙市の実現を目指して～

令和6年3月発行

【編集・発行】

大仙市健康福祉部健康増進センター

〒014-0027 秋田県大仙市大曲通町 1-14

TEL：0187-62-9301

こころと  
いのち大切に

